

株 主 各 位

名古屋市南区千竈通二丁目13番地1
テクノホライゾン・ホールディングス株式会社
代表取締役社長 野 村 拓 伸

第10回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第10回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、当日のご出席に代えて、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2020年6月25日（木曜日）午後5時30分までに到着するようご送付くださいますようお願い申しあげます。

また、新型コロナウイルスの感染が広がっております。本株主総会会場におきまして、開催日現在の状況に応じ、安全性を最優先し、可能な限り会場へのご出席をお控えいただき、事前の議決権行使をお願い申しあげます。

敬 具

記

- | | |
|-----------------------|--|
| 1. 日 時 | 2020年6月26日（金曜日）午前10時 |
| 2. 場 所 | 名古屋市南区千竈通二丁目13番地1
当社2階
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。) |
| 3. 目 的 事 項
報 告 事 項 | 1. 第10期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第10期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）計算書類報告の件 |
| 決 議 事 項 | |
| 第1号議案 | 剰余金処分の件 |
| 第2号議案 | 定款の一部変更の件 |
| 第3号議案 | 取締役5名選任の件 |

以 上

- ~~~~~
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
 - ◎ 株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.technohorizon.co.jp/>）に掲載させていただきます。

(提供書面)

事業報告

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、企業収益の改善や各種政策の効果により、雇用・所得環境は緩やかに回復しましたが、消費増税による消費者マインドの落ち込みに加え、年度後半には新型コロナウイルス感染症の拡大により、慎重さが増しており企業の業況判断は悪化となりました。世界経済については、米中貿易摩擦により製造業の景況感が悪化したことに加え、新型コロナウイルス感染症の拡大による経済活動の停滞など、不透明感が一層高まる状況となりました。

このような経済状況のもと、当社グループは「教育」「F A (Factory Automation: 工場自動化)」「医療」「安全・生活」分野を重点市場とし光学事業と電子事業を融合したユニークな企業グループとして事業拡大をはかっております。また、注力分野に対しM&Aや、事業の選択と集中を推進し、企業価値の最大化を目指しております。

その結果、当社グループの業績は、売上高22,357百万円（前連結会計年度比14.0%増）、営業利益1,443百万円（前連結会計年度比26.5%増）、経常利益1,384百万円（前連結会計年度比24.7%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は、海外連結子会社における固定資産の譲渡に伴う特別利益229百万円の計上により1,319百万円（前連結会計年度比104.2%増）となりました。

なお、今後も更なるグループ内組織再編を進め、選択と集中による経営効率を高める活動を進めてまいります。

セグメントごとの業績は、次のとおりであります。

① 光学事業

光学事業においては、主要ビジネスである書画カメラ事業が堅調に推移しました。事業譲受により新たに開始した電子黒板事業は、文部科学省による教育のICT化の波に乗り、当第2四半期連結累計期間で大幅な増収となりました。また、もう一つの柱である業務用車載機器（ドライブレコーダ・デジタルタコグラフ）は、引き続き事業者の安全意識が高まる中、クラウドで運行データを保管できることが支持されて堅調に推移しました。

これらの結果、光学事業における当連結会計年度の売上高は15,016百万円（前連結会計年度比25.8%増）、営業利益は910百万円（前連結会計年度比65.7%増）となりました。

② 電子事業

電子事業においては、主力事業であるF A関連機器が、年度後半から国内設備投資意欲が後退するなか、市況が弱含みで推移しました。一方、F A中国現地法人は、米中貿易摩擦により市況に不透明感があるなか、概ね予定通りで推移しました。

これらの結果、当連結会計年度の売上高は7,341百万円（前連結会計年度比4.4%減）、営業利益は593百万円（前連結会計年度比17.7%減）となりました。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は427百万円で、その主なものは次のとおりであります。

光学事業におきましては、新製品生産に伴うライン設備及び金型やソフトウェアなど、総額260百万円の設備投資を行いました。

電子事業におきましては、顧客対応生産設備投資の他、ソフトウェアの取得など、総額161百万円の設備投資を行いました。

また、全社では、基幹システムソフトウェア等の取得があり、15百万円の設備投資を行いました。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度において、特記すべき資金調達は行っておりません。

(4) 対処すべき課題

新型コロナウイルスの世界的な感染拡大の影響等により、世界景気の不透明感が増しており、予断を許さない状況が続くものと思われます。

当社グループは、お客様、お取引先、社員及びその家族の感染予防・感染拡大の防止を最優先としつつ、お客様への商品の提供とサービス活動の継続を図ってまいります。

またこのような状況の下、当社グループは重点とする市場で、既存事業のシェアを高めることに注力し、技術連携、協働商品開発の強化による高付加価値事業、商品への展開を推し進め、成長を目指してまいります。

① 新たな顧客価値の創造

当社グループは、「オプト (Opt: 光学)、エレクトロニクス (Electronics: 電子) 技術」の両方を有するのが最大の強みであります。また、近年ではM&Aを積極的に推進しており、新たに加わった企業の技術やサービスを融合し、グループ全体で顧客価値の創造に取り組んでまいります。

② マーケティング力の強化

グループ共同での展示会を積極的に開催いたします。また、中核子会社の株式会社タイテックでは、社内カンパニー「OFFICE ITANZI」として活動し、主力分野であるF A関連機器の分野で製品とサービスを「ITANZI」ブランドとして拡販いたします。

③ 生産性の向上

生産拠点の集約により、グループ全体の工場稼働率の平準化と資産の効率活用を推進し、高品質な製品を安定的に低コストで供給する、競争力のある生産体制の構築を目指します。

また、グループ内の基幹システム統一を進めておりますが、その導入範囲を広げ、効率的な運営を行ってまいります。

④ グローバル化の推進

光学事業ではI C T (Information and Communication Technology) 教育機器への世界的な関心並びに需要の高まりに適切かつ速やかに対応していくため、グローバルなマーケティング力の強化を実施してまいります。

電子事業におきましては、中国におけるF A関連機器等の中国現地企業及び日系企業に対する営業活動を強化してまいります。

⑤ C S R (企業の社会的責任) の推進

C S Rに積極的に取り組み、未来を創造する企業として、従業員・お客様、社会の求める満足感に充分応えられるよう、コンプライアンスの徹底、ステークホルダーへの積極的な情報開示、環境への配慮など、具体的に実践してまいります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	第7期 (2017年3月期)	第8期 (2018年3月期)	第9期 (2019年3月期)	第10期 (2020年3月期)
売上高(百万円)	20,075	19,398	19,615	22,357
経常利益又は 経常損失(△)(百万円)	372	1,110	1,110	1,384
親会社株主に帰属する 当期純利益又は 親会社株主に帰属する 当期純損失(△)(百万円)	△148	764	646	1,319
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)(円)	△11.00	56.72	47.95	97.91
総資産(百万円)	18,263	17,465	18,634	21,117
純資産(百万円)	4,934	5,723	6,221	7,460

(注) 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は、自己株式を控除した期中平均発行済株式数により算出しております。

② 当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	第7期 (2017年3月期)	第8期 (2018年3月期)	第9期 (2019年3月期)	第10期 (2020年3月期)
営業収益(百万円)	860	366	1,122	1,316
経常利益又は 経常損失(△)(百万円)	495	△5	431	615
当期純利益又は 当期純損失(△)(百万円)	△40	45	428	611
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)(円)	△3.00	3.37	31.76	45.35
総資産(百万円)	10,606	10,197	11,080	15,621
純資産(百万円)	5,038	5,044	5,415	5,970

(注) 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は、自己株式を控除した期中平均発行済株式数により算出しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率 (間接保有を含む)	主 要 な 事 業 内 容
株 式 会 社 エ ル モ 社	796,204 千円	100.00 %	光学機器等の開発・製造・販売
E l m o U S A C o r p .	2,000 千US\$	100.00 %	光学機器の販売
E L M O E u r o p e S A S	1,150 千EUR	100.00 %	光学機器の販売
株式会社中日諏訪オプト電子	100,000 千円	100.00 %	光学機器等の開発・製造・販売
東莞旭進光電有限公司	750,000 千円	100.00 %	レンズ及びプラスチック成形
株 式 会 社 タ イ テ ッ ク	2,250,844 千円	100.00 %	電子機器の開発・製造・販売
泰志達（蘇州）自控科技有限公司	310,000 千円	100.00 %	電子機器の開発・製造・販売

③ 特定完全子会社に関する事項

会 社 名	住 所	帳簿価額の 合計額	当社の 総資産額
株 式 会 社 エ ル モ 社	名古屋市南区塩屋町一丁目3番地4	3,556,020千円	15,621,044千円
株 式 会 社 タ イ テ ッ ク	名古屋市南区千竈通二丁目13番地1	5,055,999千円	

(7) 主要な事業内容(2020年3月31日現在)

事 業 区 分	事 業 内 容
光 学 事 業	株式会社エルモ社が国内で書画カメラ（実物投影機）、電子黒板、監視カメラなどの光学機器等の開発・販売を行うほか、Elmo USA Corp. (米国) 及びELMO Europe SAS(フランス)が国外で販売を行っております。 また、株式会社中日諏訪オプト電子が光学ユニット、業務用車載機器、その他の精密光学部品の開発・製造・販売を行うほか、東莞旭進光電有限公司が中国で樹脂成型部品等の製造を行っております。
電 子 事 業	株式会社タイテックが国内でロボットコントローラや工作機械用CNC（コンピュータ数値制御）装置などのFA関連機器の開発・製造・販売を行うほか、泰志達（蘇州）自控科技有限公司が中国でFA関連機器の開発・製造・販売を行っております。 また、株式会社中日諏訪オプト電子が医療機器等の開発・製造・販売を行っております。

(8) 主要な営業所及び工場(2020年3月31日現在)

事業区分	会社名	主要事業所名(所在地)
光学事業	株式会社エルモ社	本社(名古屋市南区)
	Elmo USA Corp.	本社(米国ニューヨーク州)
	ELMO Europe SAS	本社(フランス・パリ市)
	株式会社中日諏訪オプト電子	本社(名古屋市南区) 工場(長野県茅野市)
	東莞旭進光電有限公司	本社・工場(中国広東省)
電子事業	株式会社タイテック	本社(名古屋市南区) 本社工場(名古屋市南区) 笠寺工場(名古屋市南区)
	泰志達(蘇州)自控科技有限公司	本社・工場(中国江蘇省)
全社(共通)	当社	本社(名古屋市南区)

(9) 従業員の状況(2020年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

事業区分	従業員数
光学事業	381名
電子事業	443名
全社(共通)	55名
合計	879名

(注) 1. 従業員数は、就業人員数(当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む。)で表示しております。

2. 全社(共通)として記載している従業員は、特定のセグメントに区分できない当社従業員数であります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減数	平均年齢	平均勤続年数
55名	1名減	48歳	2年

(注) 従業員数は、就業人員数(当社から社外への出向者を除き、当社への出向者を含む。)で表示しております。

(10) 主要な借入先 (2020年3月31日現在)

借 入 先	借 入 金 残 高
株 式 会 社 大 垣 共 立 銀 行	2,523,161
株 式 会 社 名 古 屋 銀 行	1,484,455
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	1,060,000
株 式 会 社 愛 知 銀 行	1,024,993
株 式 会 社 り そ な 銀 行	600,000
株 式 会 社 百 五 銀 行	419,060
株 式 会 社 十 六 銀 行	387,500
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	350,000
株 式 会 社 滋 賀 銀 行	255,018

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、2020年5月15日開催の取締役会において2021年4月1日付で完全子会社である株式会社エルモ社、株式会社中日諏訪オプト電子及び株式会社タイテックを吸収合併することを決議しました。

なお、本件合併は当社において会社法第796条第2項に定める簡易合併であり、株式会社エルモ社、株式会社中日諏訪オプト電子及び株式会社タイテックにおいては会社法第796条第1項に定める略式合併である為、それぞれ株主総会の決議を得る事なく行われる予定です。

2. 会社の株式に関する事項（2020年3月31日現在）

- | | |
|--------------|-------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 50,000,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 21,063,240株 |
| (3) 株主数 | 7,010名 |
| (4) 大株主 | |

株 主 名	持 株 数	持株比率
有 限 会 社 野 村 ト ラ ス ト	1,480 ^{千株}	10.98 [%]
有 限 会 社 野 村 興 産	585	4.34
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	453	3.36
BNP PARIBAS SECURITIES SERVICES LUXEMBOURG/JASDEC/FIM/LUXEMBOURG FUNDS/UCITS ASSETS	400	2.97
テクノホライゾン・ホールディングス従業員持株会	307	2.28
榊 泰 彦	295	2.20
第 一 生 命 保 険 株 式 会 社	290	2.15
株 式 会 社 大 垣 共 立 銀 行	264	1.96
野 村 證 券 株 式 会 社	245	1.82
BNYM SA/NV FOR BNYM FOR BNY GCM CLIENT ACCOUNTS M LSCB RD	245	1.82

- (注) 1. 当社は、自己株式7,586千株を保有しておりますが、上記大株主から除外しております。
2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

3. 新株予約権等の状況

- (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対して交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（2020年3月31日現在）

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 社 長	野 村 拓 伸	株式会社エルモ社 代表取締役会長 株式会社中日諏訪オプト電子 代表取締役会長 株式会社タイテック 代表取締役会長
常 務 取 締 役	水 上 康	株式会社エルモ社 常務取締役 株式会社中日諏訪オプト電子 常務取締役 株式会社タイテック 取締役
取 締 役	口 野 達 也	
取 締 役	寺 澤 和 哉	寺澤会計事務所 所長 株式会社クロップス 取締役（監査等委員）
取 締 役	越 原 洋 二 郎	学校法人越原学園 常務理事、評議員 株式会社越原地所 代表取締役 株式会社イズミ 代表取締役 社会医療法人名古屋市記念財団 評議員 社会福祉法人新生会 評議員
常 勤 監 査 役	渡 邊 哲 也	株式会社エルモ社 監査役 株式会社中日諏訪オプト電子 監査役 株式会社タイテック 監査役
監 査 役	原 田 彰 好	しるべ総合法律事務所 パートナー
監 査 役	飯 田 浩 之	飯田会計事務所 所長
監 査 役	井 上 龍 哉	井上龍哉公認会計士事務所 所長 株式会社スズケン 社外監査役

- (注) 1. 取締役寺澤和哉氏及び取締役越原洋二郎氏は、社外取締役であります。
2. 当社は寺澤和哉氏及び越原洋二郎氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 監査役原田彰好氏、飯田浩之氏及び井上龍哉氏は、社外監査役であります。
4. 監査役飯田浩之氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 監査役井上龍哉氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

(2) 事業年度中に退任した取締役

氏 名	退 任 日	退 職 事 由	退任時の地位
玉 置 浩 一	2019年6月27日	辞任	社外取締役

(3) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	支給人員	報酬等の額	摘 要
取 締 役	6名	51,650千円	(うち社外取締役3名7,700千円)
監 査 役	4名	17,574千円	(うち社外監査役3名5,400千円)
合 計	10名	69,224千円	

- (注) 1. 上表には2019年6月27日開催の第9回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名（うち社外取締役1名）を含んでおります。
2. 取締役の報酬限度額は、2011年6月29日開催の第1回定時株主総会において、年額150百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、2011年6月29日開催の第1回定時株主総会において、年額50百万円以内と決議いただいております。

(4) 社外役員に関する事項

① 社外取締役 寺 澤 和 哉 氏

- ア. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
取締役寺澤和哉氏は、寺澤会計事務所の所長及び株式会社クロップスの取締役（監査等委員）であります。寺澤会計事務所及び株式会社クロップスと当社との間には、特別の関係はありません。
- イ. 主要取引先等、特定関係事業者との関係
該当事項はありません。
- ウ. 当事業年度における主な活動内容
当事業年度開催の取締役会には、14回中14回に出席いたしました。取締役会においては、必要に応じ、公認会計士としての専門的見地から議案審議などに関して発言を行っております。また、公認会計士の専門的な立場から、会計上の留意点などの適切なアドバイスを行っております。
- エ. 責任限定契約の内容の概要
当社と社外取締役寺澤和哉氏とは、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

② 社外取締役 越 原 洋 二 郎 氏

- ア. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
取締役越原洋二郎氏は、学校法人越原学園の常務理事、株式会社越原地所及び株式会社イズミの代表取締役であり、また社会福祉法人新生会の評議員であります。学校法人越原学園、株式会社越原地所、株式会社イズミ及び社会福祉法人新生会と当社との間には、特別の関係はありません。
- イ. 主要取引先等、特定関係事業者との関係
該当事項はありません。
- ウ. 当事業年度における主な活動内容
当事業年度開催の取締役会には、11回中8回に出席いたしました。取締役会においては、必要に応じ、学校経営者として豊富で幅広い経験を活かし議案審議などに関して発言を行っております。
- エ. 責任限定契約の内容の概要
当社と社外取締役越原洋二郎氏とは、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

③ 社外監査役 原 田 彰 好 氏

- ア. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
監査役原田彰好氏は、しるべ総合法律事務所のパートナーであります。しるべ総合法律事務所と当社との間には、特別の関係はありません。
- イ. 主要取引先等、特定関係事業者との関係
該当事項はありません。
- ウ. 当事業年度における主な活動内容
当事業年度開催の取締役会14回中14回、また監査役会14回中14回に出席いたしました。取締役会並びに監査役会においては、必要に応じ、弁護士としての専門的見地から議案審議などに関して発言を行っております。また、弁護士として、法務に関する相当程度の知見を有するものであり、専門家の立場から適時アドバイスを行っております。

エ. 責任限定契約の内容の概要

当社と社外監査役原田彰好氏とは、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

④ 社外監査役 飯 田 浩 之 氏

ア. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

監査役飯田浩之氏は、飯田会計事務所の所長であります。飯田会計事務所と当社との間には、特別の関係はありません。

イ. 主要取引先等、特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

ウ. 当事業年度における主な活動内容

当事業年度開催の取締役会14回中14回、また監査役会14回中14回に出席いたしました。取締役会並びに監査役会においては、必要に応じ、税理士としての専門的見地から議案審議などに関して発言を行っております。また、税理士として、税務に関する相当程度の知見を有するものであり、専門家の立場から当社の経理・財務について適時アドバイスを行っております。

エ. 責任限定契約の内容の概要

当社と社外監査役飯田浩之氏とは、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

⑤ 社外監査役 井 上 龍 哉 氏

ア. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

監査役井上龍哉氏は、井上龍哉公認会計士事務所の所長及び株式会社スズケンの社外監査役であります。井上龍哉公認会計士事務所及び株式会社スズケンと当社との間には、特別の関係はありません。

イ. 主要取引先等、特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

ウ. 当事業年度における主な活動内容

当事業年度開催の取締役会14回中11回、また監査役会14回中11回に出席いたしました。取締役会並びに監査役会においては、必要に応じ、公認会計士としての専門的見地から議案審議などに関して発言を行っております。また、公認会計士として、会計に関する相当程度の知見を有するものであり、専門家の立場から当社の経理・財務について適時アドバイスを行っております。

エ. 責任限定契約の内容の概要

当社と社外監査役井上龍哉氏とは、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	37,141千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	53,300千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積もりの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 当社の重要な子会社のうち、海外子会社については、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人の監査（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）を受けております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）であるシステム変更に伴う内部統制文書変更対応の助言サポート業務及び、グループ会社組織再編支援業務を委託し、その対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

6. 業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社及び当社グループはコーポレート・ガバナンスの充実をはかるため、長期的な視点でのグループ経営を担う持株会社と、それに基づく短・中期的な事業執行を担う各事業会社との機能分担により、監査役会設置会社による経営管理体制のもと、各々の権限に基づく責任体制を構築しております。当社では、コンプライアンス関係を含めた諸規則の整備・運用により、当社及び当社グループにおけるコンプライアンス体制の構築と実践に努めております。また、取締役が他の取締役の法令・定款違反行為を発見した場合には、直ちに監査役及び取締役会に報告するなど、ガバナンス体制を強化しております。

(2) 取締役の職務遂行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務遂行に係る情報については、法令及び「文書管理規程」に基づき、当社及び当社グループの経営管理及び業務執行に係る重要な文書・記録を、その保存媒体に応じて適切かつ確実に検索性の高い状態で保存・管理することとし、取締役もしくは監査役から要請があった場合には、常時閲覧可能な状態としております。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社及び当社グループは、経営理念の追求のために必要な業務から生じる様々なリスクを認識し、また、新たな業務から生じると予測される様々なリスクを十分に検討したうえで、経営の安全性を確保しつつ、株主の利益や社会信用の向上をはかることを方針とし、適切なリスク管理システムを構築しております。
- ② この方針のもと、より広範なリスクへの対応力を強化する観点から、リスク管理全体を統括する経営の諮問会議として「内部統制運営委員会」を設置し、「グループリスク管理規程」に則り、リスクの評価・リスクへの対応等、リスクマネジメント体制の充実をはかっております。なお、万一不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長を委員長とした「危機対策本部」を速やかに設置し、さらに必要に応じて社外アドバイザーも加えて迅速に対応することにより、緊急事態による発生被害を最小限に止める体制を整えております。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社は、取締役会を毎月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催し、重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督等を行っております。
- ② 取締役会の決定に基づく業務執行につきましては、「組織規程」並びに「職務権限規程」に定める職務権限並びに業務分掌において、それぞれの責任、権限、執行手続きの詳細について定め、厳正かつ効率的な職務執行が行われることを確保するための体制を整備しております。

(5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社及び当社グループは、社内コンプライアンス体制の充実・強化を進めております。当社では、諮問機関として、監査役全員の他、取締役会の決議による選任者からなる「コンプライアンス委員会」を設け、当社及び当社グループにおける法令遵守の社内体制、規程類の作成状況、法令遵守状況を確認し、審議を行い、法令遵守違反の未然防止をはかっております。また、コンプライアンス違反や、そのおそれのある場合の内部情報の通報・相談窓口として「ホットライン窓口」を設置する等、組織体制を整備しております。
- ② 株主及び資本市場に対して法令に則った透明性の高い情報の適時開示をタイムリーに実施するために「情報開示委員会」を設け、社内情報の収集、情報開示の適否、開示内容の審議を行う体制としております。
- ③ 代表取締役社長直轄の独立した組織として内部監査室を設置し、遵法・リスクマネジメント・内部統制システム等の監査を常勤監査役と連携して当社グループ全体に対して定期的に実施し、結果はその都度代表取締役社長に報告するとともに、被監査部門に対し業務執行の適正性及び効率性について具体的な評価と改善に向けた提言を行い、内部統制の確立をはかっております。

(6) 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正性を確保するための体制

- ① 当社のみならず、グループとしてコンプライアンスの推進をはかっていくことが重要であるとの考えに基づき、グループ会社においても業務に関し当社と同等水準の適正な運営を確保するための体制整備に努めております。
- ② 経営管理については、「関係会社管理規程」に基づいて子会社管理を行うものとし、経営企画部が中心となり、グループ各社の数値目標の進捗状況やトピックス等について月次でレビューし、必要に応じて改善指導や支援を行っております。また、当社の内部監査室が子会社について法令・社内ルールに沿った業務が行われていることを監査しております。
- ③ 当社グループの経営に関する重要事項を適切に審議・報告するとともに、グループの企業価値の最大化を追求するため、「テクノホライズングループ戦略会議」を設置して、原則毎月1回開催し、必要時には臨時開催いたします。
- ④ 取締役は、グループ会社において、法令違反その他のコンプライアンスに関する重要な事項を発見した場合は、監査役に報告することとしております。
- ⑤ 子会社において、当社から受けた経営管理、経営指導内容が法令に違反したり、その他コンプライアンス上で問題があると判断した場合には、子会社から当社の常勤監査役及び内部監査室に報告することとし、内部監査室長は直ちに代表取締役社長に報告する体制としております。

また、監査役は当社の取締役に対し、改善策を求めることができることとしております。

(7) 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社は、監査役の職務を補助すべき使用人として兼任者1名を選任しております。当該使用人の人事は取締役からの独立性の確保に留意し、監査役との協議の上任命しております。

(8) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 当社において、取締役及び使用人は、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合には、当該事実に関する事項、その他取締役会又は監査役会が定める業務・業績に影響を与える重要な事項について、監査役にその都度報告することとしております。その他、監査役はいつでも必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができることとする等、適正な報告体制の構築に努めております。
- ② 「ホットライン規程」を定め、その適切な運用を維持することにより、法令違反やその他コンプライアンス上の問題について、「コンプライアンス委員会」を通じ、監査役に対し適切な報告体制を確保しております。また「公益通報者保護規程」を定めており、監査役への報告をした者が、当該報告をしたことを理由に不利な取扱いを受けない体制としております。
- ③ 監査が効率的かつ効果的に行われるために、内部監査室との連携及び会計監査人からの監査結果等の報告及び説明を通じて、内部統制システムの状況を監視・検証する体制を確保しております。

(9) 監査役の職務執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に関する事項

監査役がその職務を執行する上で、必要な前払いまたは償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理しております。

(10) 財務報告の信頼性を確保するための体制

- ① 当社は、当社及び当社グループの財務報告を適時・適切に行うものとし、その信頼性を確保することを最重要視して対応しております。
- ② 当社は、当社及び当社グループの財務報告の信頼性を確保し、金融商品取引法に規定する内部統制報告制度に適切に対応するため、社内諸規程、会計基準その他関連法令を遵守しております。
- ③ 当社は、当社及び当社グループの財務報告の信頼性を確保するための社内体制を整備するとともに、その整備・運用状況を定期的に評価し、常に適正に維持しております。

(11) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- ① 当社及び当社グループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、社内専門部署への相談を含め断固として対決することとし、当社及び当社グループの役員・使用人に対し、啓蒙活動を実施しております。
- ② 当社は、反社会的勢力とは一切接触しないことを基本方針としており、反社会的勢力に対する対応は、「反社会的勢力への対処要領」に基づき総務部が統括し、必要に応じて弁護士や警察等の外部専門機関と連携して対処する体制を整えております。

《当事業年度における業務の適正を確保するための運用状況の概要について》

当社では、「内部統制システム構築の基本方針」に基づき、当該基本方針に掲げた企業集団の業務の適正を確保するための体制の整備とその適切な運用に努めております。当事業年度における運用状況の概要は、次のとおりです。

① 内部統制システム全般

当社及び子会社の内部統制システム全般の整備・運用状況を当社の内部監査室及び内部統制運営委員会（当事業年度において当社は10回開催）がモニタリングし、改善を進めました。また、内部監査室及び内部統制運営委員会は金融商品取引法に基づく「財務報告に係る内部統制の有効性の評価」を行いました。

② コンプライアンス

当社及び主要な子会社ではコンプライアンス委員会を四半期に一度開催（当事業年度において当社は4回開催）し、企業活動において法令遵守される体制の整備、維持に努めました。また、従業員に対し定期的にコンプライアンス研修を実施しました。

③ 子会社経営管理

子会社の経営管理につきましては、当社の経営企画部にて子会社の経営管理体制を整備、統括するとともに、「関係会社管理規程」に基づき、子会社からの業務に関する重要事項の報告を受け、その承認を行っております。また、テクノホライゾングループ戦略会議を月に1回開催（当事業年度は12回開催）し、グループ経営に対応した効果的なモニタリングを実施しました。

④ 取締役の職務執行

当社及び子会社は、「取締役会規程」に基づき、月1回以上の取締役会（当事業年度において当社は14回開催）を開催し、法令又は定款に定められた事項及び経営上重要な事項の決議を行うとともに、取締役の職務執行の監督を行いました。また社外取締役を2名選任し、監督機能を強化しております。

⑤ 監査役の職務執行

監査役は、取締役会の出席及び社内の重要会議への出席を通じて、取締役の職務の執行状況や内部統制の整備、運用状況を確認しました。また、会計監査人、内部監査室等、内部統制に係る組織と相互に連携・情報交換をすることにより、当社の内部統制システム全般をモニタリングするとともに、より効果的な運用について助言を行いました。

連結貸借対照表

(2020年3月31日現在)

単位：千円（千円未満切り捨て）

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	14,508,158	流 動 負 債	11,116,679
現 金 及 び 預 金	4,953,260	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	2,367,270
受 取 手 形 及 び 売 掛 金	4,249,241	短 期 借 入 金	7,048,532
電 子 記 録 債 権	795,262	リ ー ス 債 務	30,070
商 品 及 び 製 品	1,598,224	未 払 法 人 税 等	227,538
仕 掛 品	915,304	賞 与 引 当 金	321,264
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	1,358,005	そ の 他	1,122,004
そ の 他	667,873	固 定 負 債	2,540,085
貸 倒 引 当 金	△29,014	社 債	50,000
固 定 資 産	6,609,539	長 期 借 入 金	1,851,202
有 形 固 定 資 産	4,000,141	リ ー ス 債 務	61,103
建 物 及 び 構 築 物	952,949	繰 延 税 金 負 債	22,855
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	170,283	退 職 給 付 に 係 る 負 債	380,197
土 地	2,495,163	そ の 他	174,726
リ ー ス 資 産	88,063	負 債 合 計	13,656,764
建 設 仮 勘 定	24,015	純 資 産 の 部	
そ の 他	269,665	科 目	金 額
無 形 固 定 資 産	1,360,359	株 主 資 本	7,067,025
の れ ん	970,357	資 本 金	2,500,000
ソ フ ト ウ ェ ア	367,720	資 本 剰 余 金	3,486,269
ソ フ ト ウ ェ ア 仮 勘 定	14,695	利 益 剰 余 金	2,998,177
そ の 他	7,586	自 己 株 式	△1,917,421
投 資 そ の 他 の 資 産	1,249,038	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	393,907
投 資 有 価 証 券	234,002	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	11,912
長 期 貸 付 金	7,500	為 替 換 算 調 整 勘 定	368,509
繰 延 税 金 資 産	629,313	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	13,484
そ の 他	470,850	純 資 産 合 計	7,460,933
貸 倒 引 当 金	△92,628	負 債 ・ 純 資 産 合 計	21,117,697
資 産 合 計	21,117,697		

連結損益計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

単位：千円（千円未満切り捨て）

科 目	金 額	
売上高		22,357,720
売上原価		16,075,626
売上総利益		6,282,093
販売費及び一般管理費		4,838,302
営業利益		1,443,791
営業外収益		
受取利息及び配当金	4,783	
その他の営業外収益	66,513	71,297
営業外費用		
支払利息	40,777	
その他の営業外費用	89,608	130,386
経常利益		1,384,702
特別利益		
固定資産売却益	230,026	
投資有価証券売却益	50	230,076
特別損失		
固定資産売却損	12,777	
固定資産除却損	10,215	
その他	3,715	26,709
税金等調整前当期純利益		1,588,069
法人税、住民税及び事業税	424,982	
法人税等調整額	△156,495	268,487
当期純利益		1,319,582
親会社株主に帰属する当期純利益		1,319,582

連結株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

単位：千円（千円未満切り捨て）

項 目	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
2019年4月1日期首残高	2,500,000	3,486,269	1,749,124	△1,917,312	5,818,081
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△53,909		△53,909
親会社株主に帰属する当期純利益			1,319,582		1,319,582
連 結 範 囲 の 変 動			△16,620		△16,620
自 己 株 式 の 取 得				△108	△108
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	—	—	1,249,053	△108	1,248,944
2020年3月31日期末残高	2,500,000	3,486,269	2,998,177	△1,917,421	7,067,025

項 目	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				純資産合計
	そ の 他 有価証券 評価差額金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	
2019年4月1日期首残高	6,541	385,822	10,935	403,299	6,221,381
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当					△53,909
親会社株主に帰属する当期純利益					1,319,582
連 結 範 囲 の 変 動					△16,620
自 己 株 式 の 取 得					△108
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額（純額）	5,371	△17,313	2,549	△9,392	△9,392
連結会計年度中の変動額合計	5,371	△17,313	2,549	△9,392	1,239,552
2020年3月31日期末残高	11,912	368,509	13,484	393,907	7,460,933

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

1) 連結子会社の数

15社

2) 会社の名称

(株)エルモ社、American Elmo Corp.、Elmo USA Corp.、
ELMO Industry (Thailand) Co.,Ltd.、ELMO Europe SAS、
北京艾路摩科技有限公司、(株)中日諏訪オプト電子、東莞旭進光電有限公司、
(株)タイテック、泰志達（蘇州）自控科技有限公司、(株)アド・サイエンス、
(株)エルモケイグランデ、(株)ケーアイテクノロジー、(株)エムディテクノス、
アイ・ティ・エル(株)

(株)エムディテクノス及びアイ・ティ・エル(株)は当連結会計年度において株式
を取得したことに伴い、連結の範囲に含めております。

前連結会計年度において非連結子会社であった(株)ケーアイテクノロジーは重
要性が増したため、連結の範囲に含めております。

② 非連結子会社の状況

1) 非連結子会社の数

1社

2) 会社の名称

新光技研(株)

3) 連結の範囲から除外した理由

総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、
重要性がないため、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した関連会社の状況

1) 持分法適用の関連会社数

1社

2) 会社の名称

南陽南方智能光電有限公司

② 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の状況

1) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の数

非連結子会社 1社

2) 会社の名称

非連結子会社 新光技研(株)

3) 持分法を適用しない理由

当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、重要性がないため、
持分法の適用から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社(株)エルモ社の決算日は2月29日、(株)中日諏訪オプト電子、(株)タイテック、(株)アド・サイエンス、(株)エルモケイグランデ、(株)ケーアイテクノロジー、(株)エムディテクノス、アイ・ティ・エル(株)の決算日は3月31日であり、その他の連結子会社の決算日は12月31日であります。

連結計算書類の作成に当たっては、各社の決算日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

1) 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの ……………決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの ……………移動平均法による原価法

2) たな卸資産

評価基準は原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

イ. 商品及び製品 ……………主として移動平均法

一部の連結子会社については個別法を採用しております。

ロ. 原材料 ……………主として移動平均法

ハ. 仕掛品 ……………主として移動平均法

一部の連結子会社については個別法を採用しております。

ニ. 貯蔵品 ……………最終仕入原価法

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

1) 有形固定資産

(リース資産を除く) ……主として定率法

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)、2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物、一部の連結子会社の金型及び在外連結子会社については、定額法を採用しております。

2) 無形固定資産

(リース資産を除く) ……定額法

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

また、市場販売目的のソフトウェアについては、見込販売数量に基づき償却（3年均等配分額を下限とする）しております。

- 3) リース資産 ……………所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金 ……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率等により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金 ……………従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

④ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、在外子会社等の資産及び負債は、在外子会社等の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

⑤ のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、5年間で均等償却を行っております。

⑥ その他連結計算書類作成のための重要な事項

1) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

当社及び一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

2) 消費税等の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当連結会計年度の費用として処理しております。

2. 会計方針の変更

たな卸資産の評価方法の変更

商品及び製品の評価方法については主として先入先出法、一部の連結子会社については総平均法及び個別法を採用しておりましたが、当連結会計年度より主として移動平均法、一部の連結子会社については個別法に変更しております。

原材料の評価方法については主として総平均法、一部の連結子会社については移動平均法を採用しておりましたが、当連結会計年度より主として移動平均法に変更しております。

仕掛品の評価方法については主として総平均法、一部の連結子会社については個別法を採用しておりましたが、当連結会計年度より主として移動平均法、一部の連結子会社については個別法に変更しております。

これらの評価方法の変更は、基幹システムの変更を契機に、国内の連結子会社の評価方法を見直したことに伴うものであります。

なお、この変更による影響額は軽微であります。

3. 未適用の会計基準等

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2018年3月30日 企業会計基準委員会）

「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2018年3月30日 企業会計基準委員会）

(1) 概要

国際会計基準審議会（IASB）及び米国財務会計基準審議会（FASB）は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、2014年5月に「顧客との契約から生じる収益」（IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606）を公表しており、IFRS第15号は2018年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は2017年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による連結計算書類に与える影響額については、現時点で評価中であります。

4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額

3,735,084千円

(2) 担保に供している資産及びこれに対応する債務

① 担保に供している資産

建物及び構築物 122,224千円

土地 195,592千円

② 上記に対応する債務

短期借入金 1,060,000千円

(3) 受取手形割引高

6,898千円

(4) 非連結子会社及び関連会社に対するもの

投資有価証券（株式） 131,000千円

その他（出資金） 61,964千円

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

株 式 の 種 類	当連結会計年度期首の 株 式 数（千 株）	当 連 結 会 計 年 度 増加株式数(千株)	当 連 結 会 計 年 度 減少株式数(千株)	当連結会計年度末の 株 式 数（千 株）
発行済株式				
普通株式	21,063	—	—	21,063
自己株式				
普通株式	7,585	0	—	7,586

（注）自己株式の株式数の増加0千株は、単元未満株式の買取りによる増加0千株であります。

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効力発生日
2019年6月27日 定時株主総会	普通株式	53,909	4.00	2019年3月31日	2019年6月28日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決 議 予 定	株式の種類	配 当 の 原 資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効力発生日
2020年6月26日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	202,157	15.00	2020年3月31日	2020年6月29日

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、資金調達については銀行借入による方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金、電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社グループの社内規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を把握する体制としております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金は主に設備投資に係る資金調達であります。

営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されていますが、当社グループでは各社が月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（(注)2参照）。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時 価 (千円)	差 額 (千円)
① 現金及び預金	4,953,260	4,953,260	—
② 受取手形及び売掛金	4,249,241	4,249,241	—
③ 電子記録債権	795,262	795,262	—
④ 投資有価証券 その他有価証券	64,525	64,525	—
資産計	10,062,290	10,062,290	—
⑤ 支払手形及び買掛金	2,367,270	2,367,270	—
⑥ 短期借入金 ※	6,160,000	6,160,000	—
⑦ 長期借入金 ※	2,739,734	2,740,715	981
負債計	11,267,004	11,267,985	981

※ 1年以内返済予定の長期借入金は長期借入金に含めております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

① 現金及び預金、② 受取手形及び売掛金、③ 電子記録債権

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

④ 投資有価証券

投資有価証券の時価については、取引所の価格によっております。

⑤ 支払手形及び買掛金、⑥ 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑦ 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「④ 投資有価証券」には含めておりません。

- ・非上場株式（連結貸借対照表計上額38,476千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。
- ・関係会社株式（連結貸借対照表計上額131,000千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

7. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 553円60銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 97円91銭 |

8. 企業結合に関する注記

(1) 取得による企業結合

① (株)エムディテクノスの取得

当社の連結子会社である(株)タイテックは、2019年6月21日付で(株)エムディテクノスの株式を取得いたしました。

1) 企業結合の概要

イ. 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称

(株)エムディテクノス

事業の内容

メカトロニクス技術を駆使した各種製造装置の設計・製作
画像処理技術を駆使した各種検査装置の設計・製作

ロ. 企業結合を行った主な理由

(株)エムディテクノスは、メカトロニクス技術を駆使した各種製造装置や画像処理技術を駆使した各種検査装置などを設計・製作する、精鋭のエンジニア集団です。当該技術をグループ内に取り込むことでシナジー効果を高めていけるため、株式を取得いたしました。

ハ. 企業結合日

2019年6月21日（みなし取得日 2019年6月30日）

ニ. 企業結合の法的形式

現金を対価とする株式取得

ホ. 結合後企業の名称

(株)エムディテクノス

ヘ. 取得した議決権比率

100%

- ト. 取得企業を決定するに至った主な根拠
 (株)タイテックが現金を対価として株式を取得したことによるものです。
- 2) 連結計算書類に含まれる被取得企業の業績の期間
 2019年7月1日から2020年3月31日まで
- 3) 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳
- | | | |
|-------|--------|-----------|
| 取得の対価 | 現金及び預金 | 272,000千円 |
| 取得原価 | | 272,000千円 |
- 4) 主要な取得関連費用の内容及び金額
 アドバイザリーに対する報酬・手数料等 25,425千円
- 5) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間
- イ. 発生したのれんの金額
 52,469千円
- ロ. 発生原因
 今後の事業展開によって期待される超過収益力であります。
- ハ. 償却方法及び償却期間
 5年にわたる均等償却

6) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	278,030千円
固定資産	169,185千円
資産合計	447,216千円
流動負債	104,602千円
固定負債	123,084千円
負債合計	227,686千円

② アイ・ティ・エル(株)の取得

当社の連結子会社である(株)タイテックは、2020年3月31日付でアイ・ティ・エル(株)の株式を取得いたしました。

1) 企業結合の概要

イ. 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称	アイ・ティ・エル(株)
事業の内容	経営管理に関するソフトウェア・パッケージの開発・販売・導入支援・基幹業務システムの開発

ロ. 企業結合を行った主な理由

アイ・ティ・エル(株)は、経営戦略・経営管理の分野に特化したソフトウェアパッケージの開発から販売・導入を支援する企業です。(株)タイテックが展開するBI(Business Intelligence)事業に、アイ・ティ・エル(株)の当該技術を取り込むことで、BI事業におけるシナジー効果を高めていけるため、株式を取得いたしました。

ハ. 企業結合日

2020年3月31日

ニ. 企業結合の法的形式

現金を対価とする株式取得

ホ. 結合後企業の名称

アイ・ティ・エル(株)

- へ. 取得した議決権比率
100%
- ト. 取得企業を決定するに至った主な根拠
(株)タイテックが現金を対価として株式を取得したことによるものです。
- 2) 連結計算書類に含まれる被取得企業の業績の期間
株式の取得日が2020年3月31日のため、当連結会計年度においては貸借対照表のみを連結しております。
- 3) 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳
- | | | |
|-------|--------|-----------|
| 取得の対価 | 現金及び預金 | 400,000千円 |
| 取得原価 | | 400,000千円 |
- 4) 主要な取得関連費用の内容及び金額
アドバイザーに対する報酬・手数料等 30,080千円
- 5) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間
- イ. 発生したのれんの金額
193,561千円
- ロ. 発生原因
今後の事業展開によって期待される超過収益力であります。
- ハ. 償却方法及び償却期間
5年にわたる均等償却
- 6) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳
- | | |
|------|-----------|
| 流動資産 | 360,213千円 |
| 固定資産 | 31,849千円 |
| 資産合計 | 392,063千円 |
| 流動負債 | 103,514千円 |
| 固定負債 | 82,111千円 |
| 負債合計 | 185,625千円 |

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸借対照表

(2020年3月31日現在)

単位：千円（千円未満切り捨て）

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	5,444,756	流 動 負 債	7,854,062
現金及び預金	1,266,295	短期借入金	6,884,275
前払費用	20,110	一年以内返済予定長期借入金	845,176
未収入金	65,500	未払費用	76,215
短期貸付金	3,940,420	預り金	2,234
未収還付法人税等	152,430	賞与引当金	28,526
固 定 資 産	10,176,287	その他の	17,635
有形固定資産	17,754	固 定 負 債	1,796,148
建物	8,607	長期借入金	1,793,993
構築物	2,914	退職給付引当金	2,155
工具器具備品	6,232	負 債 合 計	9,650,211
無 形 固 定 資 産	98,430	純 資 産 の 部	
ソフトウェア	98,430	科 目	金 額
投資その他の資産	10,060,102	株 主 資 本	5,975,197
投資有価証券	15,351	資 本 金	2,500,000
関係会社長期貸付金	1,375,000	資 本 剰 余 金	4,791,839
関係会社株式	8,612,019	資 本 準 備 金	1,000,000
その他	57,731	その他資本剰余金	3,791,839
資 産 合 計	15,621,044	利 益 剰 余 金	996,215
		その他利益剰余金	996,215
		繰越利益剰余金	996,215
		自 己 株 式	△2,312,856
		評価・換算差額等	△4,364
		その他有価証券評価差額金	△4,364
		純 資 産 合 計	5,970,832
		負債・純資産合計	15,621,044

損 益 計 算 書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

単位：千円（千円未満切り捨て）

科 目	金 額	
営 業 収 益		1,316,650
営 業 費 用		686,023
営 業 利 益		630,626
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	15,814	
受 取 配 当 金	496	
そ の 他 の 営 業 外 収 益	123	16,434
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	32,044	32,044
経 常 利 益		615,017
税 引 前 当 期 純 利 益		615,017
法人税、住民税及び事業税		3,840
当 期 純 利 益		611,177

株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

単位：千円（千円未満切り捨て）

項 目	株 主 資 本					
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金	
		資本準備金	その他資本 剰 余 金	資本剰余金 合 計	その他利益 剰 余 金 繰越利益 剰 余 金	利益剰余金 合 計
2019年4月1日期首残高	2,500,000	1,000,000	3,791,839	4,791,839	438,947	438,947
事業年度中の変動額						
剰 余 金 の 配 当					△53,909	△53,909
当 期 純 利 益					611,177	611,177
自 己 株 式 の 取 得						
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額（純額）						
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	557,268	557,268
2020年3月31日期末残高	2,500,000	1,000,000	3,791,839	4,791,839	996,215	996,215

項 目	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等	純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	その他有価証券 評 価 差 額 金	
2019年4月1日期首残高	△2,312,748	5,418,038	△2,067	5,415,971
事業年度中の変動額				
剰 余 金 の 配 当		△53,909		△53,909
当 期 純 利 益		611,177		611,177
自 己 株 式 の 取 得	△108	△108		△108
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額（純額）			△2,297	△2,297
事業年度中の変動額合計	△108	557,159	△2,297	554,861
2020年3月31日期末残高	△2,312,856	5,975,197	△4,364	5,970,832

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの…………… 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

子会社株式…………… 移動平均法による原価法によっております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産…………… 主として定率法

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

無形固定資産…………… 自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金…………… 債権の貸倒れによる損失に備えるため、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金…………… 従業員に対して支出する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

退職給付引当金…………… 従業員の退職金の支給に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産額に基づき計上しております。

(4) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 関係会社に対する短期金銭債権 4,005,920千円

(2) 関係会社に対する長期金銭債権 1,375,000千円

(3) 関係会社に対する短期金銭債務 1,248,608千円

(4) 有形固定資産の減価償却累計額 16,591千円

(5) 保証債務

以下の関係会社の仕入債務に対し債務保証を行っております。

㈱中日諏訪オプト電子 94,628千円

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

(1) 営業収益	1,316,650千円
(2) 営業費用	185,583千円
(3) 営業取引以外の取引高	19,749千円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末日における自己株式の数 普通株式 7,586,081株

5. 関連当事者との取引に関する注記

子会社

種 類	会 社 等 の 称	議 決 権 等 の 所 有 (被 所 有) 割 合 (%)	関 連 当 事 者 と の 関 係	取 引 の 内 容	取 引 金 額 (千円)	科 目	期 末 残 高 (千円)
子 会 社	(株)エルモ社	所有 直接100.00	経 営 の 管 理 監 督 ・ 指 導 役 員 の 兼 任 出 向 者 の 受 入 資 金 の 貸 付 資 金 の 借 入 債 務 被 保 証	関 係 会 社 経 営 管 理 料	221,220	未 収 入 金	20,278
				関 係 会 社 配 当 金 収 入	500,016	—	—
				資 金 の 借 入	774,275	短期借入金	774,275
				資 金 の 返 済	350,000	—	—
				資 金 の 貸 付	1,600,000	短期貸付金	900,000
				資 金 の 回 収	700,000	—	—
				出 向 者 給 与 の 支 払	62,328	未 払 費 用	5,705
				当 社 金 融 機 関 借 入 に 対 する 債 務 被 保 証	2,287,500	—	—
子 会 社	(株)タイテック	所有 直接100.00	経 営 の 管 理 監 督 ・ 指 導 役 員 の 兼 任 出 向 者 の 受 入 資 金 の 貸 付 債 務 被 保 証	関 係 会 社 経 営 管 理 料	204,000	未 収 入 金	18,700
				関 係 会 社 配 当 金 収 入	245,374	—	—
				資 金 の 貸 付	2,600,000	短期貸付金	2,450,000
				資 金 の 回 収	600,000	—	—
				事 務 所 賃 借 料	37,128	—	—
				出 向 者 給 与 の 支 払	77,153	未 払 費 用	8,303
				当 社 金 融 機 関 借 入 に 対 する 債 務 被 保 証	2,287,500	—	—

種 類	会 社 等 の 名 称	議 決 権 等 の 所 有 (被 所 有) 割 合 (%)	関 連 当 事 者 と の 関 係	取 引 の 内 容	取 引 金 額 (千円)	科 目	期 末 残 高 (千円)
子 会 社	㈱中日諏訪オプト電子	所有 直接100.00	経 営 の 管 理 監 督 ・ 指 導 役 員 の 兼 任 出 向 者 の 受 入 資 金 の 貸 付 資 金 の 借 入 債 務 保 証 債 務 被 保 証 担 保 の 被 提 供	関 係 会 社 経 営 管 理 料	144,288	未 収 入 金	13,226
				資 金 の 貸 付	609,855	短 期 貸 付 金	100,000
				資 金 の 回 収	719,855	関 係 会 社 長 期 貸 付 金	1,375,000
				利 息 の 受 取	9,560	未 収 入 金	765
				資 金 の 借 入	50,000	短 期 借 入 金	450,000
				出 向 者 給 与 の 支 払	41,735	未 払 費 用	4,200
				債 務 保 証	94,628	—	—
				当 社 金 融 機 関 借 入 に 対 する 債 務 被 保 証	1,410,000	—	—
				受 入 担 保 資 産 に 対 応 す る 金 融 機 関 借 入	1,060,000	—	—
子 会 社	㈱エルモケイ グランデ	所有 間接100.00	役 員 の 兼 任 資 金 の 貸 付	資 金 の 貸 付	514,420	短 期 貸 付 金	464,420
				資 金 の 回 収	100,000	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

- ・ 経営管理料については、経営の管理、監督及び指導するための契約に基づき決定しております。
- ・ 資金の貸付については、市場金利を勘案した合理的な利率を設定しており、貸付期間や返済方法については両者協議の上、貸付条件を決定しております。
- ・ 資金の借入については、市場金利を勘案した合理的な利率を設定しており、借入期間や返済方法については両者協議の上、借入条件を決定しております。
- ・ 建物等の賃借については、近隣の取引実勢などに基づいて賃借料金額を決定しております。
- ・ 保証債務については、㈱中日諏訪オプト電子の仕入債務について債務保証を行ったものであります。
- ・ 当社は銀行借入に対して㈱エルモ社、㈱中日諏訪オプト電子及び㈱タイテックより債務保証を受けております。なお、保証料の支払は行っておりません。
- ・ 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
- ・ 当社の銀行借入金に対する土地、建物の担保提供については、運転資金のための資金借入に対するものであります。

6. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 443円03銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 45円35銭 |

7. 重要な後発事象に関する注記

連結子会社の吸収合併及び当社商号の変更

当社は、2020年5月15日開催の取締役会において、2021年4月1日付で当社の連結子会社である㈱エルモ社、㈱中日諏訪オプト電子及び㈱タイテックの3社を当社を存続会社として吸収合併を行うとともに、当社商号を2020年10月1日付で「テクノホライゾン・ホールディングス㈱」から「テクノホライゾン㈱」に変更することを決議いたしました。

(1) 合併の目的

当社は2010年4月1日、㈱エルモ社と㈱タイテックの株式移転の方法により共同持株会社「テクノホライゾン・ホールディングス㈱」として設立され、企業グループ全体の経営資源を有効活用することにより、事業領域の拡大と企業成長に向けた機会を創造するとともに、経営効率を高め、企業価値の最大化を目指してまいりました。その後、戦略的なグループ再編を行った結果、当社グループは連結子会社15社で構成されております。

この様な中、グループ間の意思決定の迅速化や人的資源の有効活用などで経営効率の改善が必要と判断し、純粋持株会社である当社が、100%子会社3社を吸収合併することによって、グループ経営体制をよりシンプルにし、経営スピードの加速やガバナンスを含めた経営資源全般の一元管理による生産対応力の強化や経営効率の向上を進め、収益基盤の強化をはかることといたしました。

(2) 合併の要旨

① 合併の日程

取締役会決議日 2020年5月15日

実施予定日（効力発生日） 2021年4月1日（予定）

※なお、本合併は、当社100%出資の連結子会社を対象とする簡易吸収合併であります。

② 合併の方法

当社を存続会社とする吸収合併とし、㈱エルモ社、㈱中日諏訪オプト電子及び㈱タイテックは解散いたします。

③ 合併に係る割当ての内容

新株式の発行及び金銭等の交付は行いません。

④ 消滅会社の新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

該当事項はありません。

⑤ 被合併企業の概要及びその事業の内容

被合併企業の名称 ㈱エルモ社

事業の内容 光学機器等の開発・製造・販売

被合併企業の名称 ㈱中日諏訪オプト電子

事業の内容 光学機器等の開発・製造・販売

被合併企業の名称 ㈱タイテック

事業の内容 電子機器等の開発・製造・販売

(3) 実施する会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 2019年1月16日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日）に基づき、共通支配下の取引として処理する予定であります。

独立監査人の監査報告書

2020年5月20日

テクノホライゾン・ホールディングス株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
名古屋事務所

指定有限責任社員 公認会計士 楠 元 宏 ⑩
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 大 谷 浩 二 ⑩
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、テクノホライゾン・ホールディングス株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、テクノホライゾン・ホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽

表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2020年5月20日

テクノホライゾン・ホールディングス株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
名古屋事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 楠 元 宏 ㊞

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 大 谷 浩 二 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、テクノホライゾン・ホールディングス株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第10期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

個別注記表の重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は2020年5月15日開催の取締役会において、2021年4月1日付で会社の連結子会社である株式会社エルモ社、株式会社中日諏訪オプト電子及び株式会社タイテックの3社を会社を存続会社として吸収合併することを決議した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第10期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月22日

テクノホライゾン・ホールディングス株式会社
監査役会

常勤監査役	渡 邊 哲 也 ⑩
監 査 役 (社外監査役)	原 田 彰 好 ⑩
監 査 役 (社外監査役)	飯 田 浩 之 ⑩
監 査 役 (社外監査役)	井 上 龍 哉 ⑩

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営における最重要政策のひとつと認識し、企業体質の強化などを勘案のうえ、当該事業年度の収益状況に応じつつ長期的な視野に立って安定した配当を継続することを基本方針としております。当期の業績と今後の事業展開等を勘案して、第10期の期末配当は以下のとおりとさせていただきたいと存じます。

期末配当に関する事項

① 配当財産の種類

金銭といたします。

② 株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき15円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は、202,157,385円となります。

③ 剰余金の配当が効力を生じる日

2020年6月29日といたしたいと存じます。

第2号議案 定款の一部変更の件

1. 提案の理由

(1) 商号変更について

当社は、2021年4月1日（予定）をもって、当社の100%子会社である株式会社エルモ社、株式会社中日諏訪オプト電子及び株式会社タイテックを吸収合併（以下「本吸収合併」といいます。）し、各事業会社を支配又は管理する持株会社から、自ら事業を行う事業会社へと移行いたします。かかる経営体制の変更に伴い、先行して現行定款第1条（商号）の変更を行います。なお上記の現行定款第1条に関する定款一部変更の効力は、（2020年10月1日予定）に生ずる事といたします。

(2) 事業目的の変更について

今後の事業会社への移行を踏まえ、現行定款第2条（目的）第1項柱書及び第2項の変更等を行うものであります。

2. 変更内容

現行定款の一部を以下の変更案のように改めます。

現行定款	変更案
(商号) 第1条 当社はテクノホライゾン・ホールディングス株式会社と称し、英文では <u>TECHNO HORIZON HOLDINGS CO., LTD.</u> と表示する。	(商号) 第1条 当社はテクノホライゾン株式会社と称し、英文では <u>TECHNO HORIZON CO., LTD.</u> と表示する。
(目的) 第2条 当社は、次の事業を営む会社への出資または株式を取得、保有することによる当該会社の事業活動の支配及び管理、並びに、次の事業を営むことを目的とする。	(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むこと、並びに次の事業を営む会社の株式を取得、保有することにより、当該会社の事業活動を支配し、管理することを目的とする。
(1) <u>電子応用機械器具、装置の開発、研究の受託、設計、製造、修理、販売並びに保守受託</u>	(削除)
(2) <u>光学機器、光学設備の開発、研究の受託、設計、製造、修理、販売並びに保守受託</u>	(削除)
(3) <u>機械器具、装置の開発、研究の受託、設計、製造、修理、販売並びに保守受託</u>	(削除)
(4) <u>医療用機械器具、医療用機器の開発、研究の受託、設計、製造、修理、販売並びに保守受託</u>	(削除)
(5) <u>コンピュータ・ソフトウェアの開発、研究の受託、設計、製造、修理、販売並びに保守受託</u>	(削除)
(6) <u>監視カメラ設備、視聴覚設備、各種設備等の設計、施工、請負、監督</u>	(削除)
(7) <u>電子部品、電気関連部品、機械部品の製造、販売</u>	(削除)
(8) <u>レンズ加工品、プラスチック加工品の製造、販売</u>	(削除)
(9) <u>金型の製造、販売</u>	(削除)
(10) <u>映画フィルム、スライドフィルムの製作、貸出、出張映写</u>	(削除)
(11) <u>事務用品、日用雑貨品の販売</u>	(削除)
(12) <u>電子応用技術のコンサルティングのサービス</u>	(削除)
(13) <u>レンタル業</u>	(削除)

現行定款	変更案
(14) 労働者派遣事業	(削除)
(15) 経営コンサルタント業	(削除)
(16) 知的財産権の取得、維持、管理、利用 許諾、譲渡	(削除)
(17) 有価証券の運用・売買、金銭の貸付、 債務の保証	(削除)
(18) 人事、財務経理、各種保険手続等の業 務請負事業	(削除)
(19) 前各号に掲げる事業の経営指導、業務 受託	(削除)
(20) その他、前各号に附帯または関連する 一切の業務	(削除)
(新設)	(1) 電子機器、電気機器の製造及び販売
(新設)	(2) 医療用機器、光学機器、精密機器、情 報通信機器、情報処理機器の製造及び 販売
(新設)	(3) 工作機械器具、一般機械器具、その他 の機械器具の製造及び販売
(新設)	(4) コンピュータシステム、コンピュータ ソフトウェアの製作及び販売
(新設)	(5) 前各号に付帯関連する各種装置、部 品、加工品の製造及び販売
(新設)	(6) 前各号の商品に関する企画、開発、修 理、保守、賃貸及び輸出入
(新設)	(7) 電気工事、電気通信工事、機械器具設 置工事及びその他の建設工事業
(新設)	(8) 情報通信サービス、情報提供サービス 及び情報処理サービス業
(新設)	(9) 労働者派遣事業
(新設)	(10) 有価証券の保有、運用及び管理
(新設)	(11) 不動産の売買、賃貸借及び管理
(新設)	(12) 前各号に関連する調査、研究、コンサ ルティング並びに研修、指導
(新設)	(13) 前各号に付帯又は関連する一切の事 業
第3条～第48条（条文省略）	第3条～48条（現行どおり）
(新設)	附則 (商号変更の時期) 第1条の変更は、2020年10月1日に効力を 発生し、その効力発生日をもって本附則は 削除する。

第3号議案 取締役5名選任の件

取締役全員（5名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職状況)	所有する当社の 株式の数
1	の む ら ひ ろ のぶ 野 村 拡 伸 (1969年7月15日生)	1995年1月 株式会社タイテック 入社 2000年4月 同社 東京支店長 2001年6月 同社 取締役東京支店長 2002年4月 同社 取締役営業本部長 2004年6月 同社 執行役員営業本部長 2005年6月 同社 常務取締役 2007年8月 同社 代表取締役 2010年4月 当社設立 取締役 2011年1月 泰志達（蘇州）自控科技有限公司 董事長 2012年4月 当社 取締役副社長 株式会社タイテック 代表取締役会長（現任） 2013年1月 株式会社SUWAオプトロニクス （現・株式会社中日諏訪オプト電子） 代表取締役会長 2013年7月 当社 代表取締役社長（現任） 2014年4月 株式会社エルモ社 代表取締役会長 （現任） 2016年4月 株式会社中日諏訪オプト電子 代表取締役社長 2017年11月 株式会社中日諏訪オプト電子 代表取締役会長（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社エルモ社 代表取締役会長 株式会社中日諏訪オプト電子 代表取締役会長 株式会社タイテック 代表取締役会長	60,200株

候補者 番 号	ふ り が な 氏 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職状況)	所有する当社 の株式の数
2	みず かみ やすし 水 上 康 (1951年10月16日生)	1970年4月 株式会社大垣共立銀行 入行 2002年1月 同行菊井町支店 支店長 2005年6月 株式会社タイテック 常勤監査役 2007年6月 同社 取締役管理本部長 2013年3月 株式会社タイテック 常勤監査役 2014年6月 当社 取締役 2015年1月 株式会社SUWAオプトロニクス (現・株式会社中日諏訪オプト電子) 監査役 2015年7月 当社 常務取締役 (現任) 2016年4月 株式会社エルモ社 監査役 株式会社タイテック取締役 (現任) 2017年6月 株式会社中日諏訪オプト電子 常務取締役 (現任) 2017年10月 株式会社エルモ社 常務取締役 (現任) (重要な兼職の状況) 株式会社エルモ社 常務取締役 株式会社中日諏訪オプト電子 常務取締役 株式会社タイテック 取締役	—
3	くち の たつ や 口 野 達 也 (1970年4月27日生)	1992年4月 株式会社タイテック入社 2006年4月 同社 管理本部総務部部長 2008年4月 同社 製造本部購買部長 2018年4月 当社 出向 管理部部長 株式会社エルモ社 製造部部長 2019年3月 株式会社エルモ社 生販管理部部長 2019年6月 当社 取締役 (現任)	5,100株
4	てら ざわ かず や 寺 澤 和 哉 (1974年11月7日生)	1998年10月 監査法人 伊東会計事務所入所 2007年8月 あずさ監査法人 (現・有限責任 あずさ 監査法人) 入所 2010年7月 寺澤会計事務所 所長 (現任) 2011年6月 株式会社クロップス 社外監査役 2012年6月 株式会社クロップス 取締役 (監査等委員) (現任) 2015年6月 当社 社外取締役 (現任) (重要な兼職の状況) 寺澤会計事務所所長 株式会社クロップス取締役 (監査等委員)	—

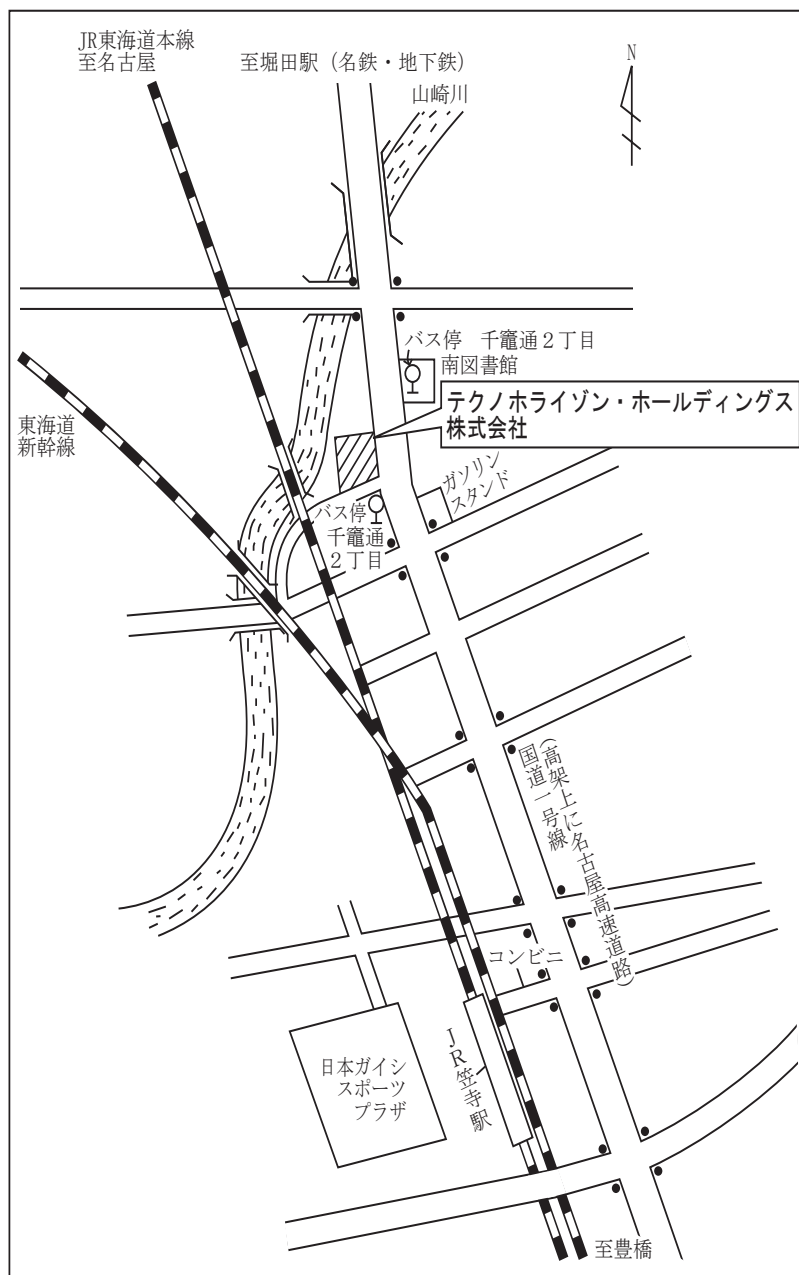
候補者 番 号	ふ り が な 氏 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職状況)	所有する当社 の株式の数
5	こしはら ようじろう 越原 洋二郎 (1973年4月21日生)	2004年4月 学校法人越原学園入職 2005年4月 同学園 常務理事、評議員 (現任) 2014年6月 株式会社越原地所設立 代表取締役 (現任) 2014年11月 株式会社イズミ設立 代表取締役 (現任) 2018年6月 社会医療法人名古屋記念財団 評議員 (現任) 2018年6月 社会福祉法人新生会 評議員 (現任) 2019年6月 当社 社外取締役 (現任) (重要な兼職の状況) 学校法人越原学園 常務理事、評議員 株式会社越原地所 代表取締役 株式会社イズミ 代表取締役 社会医療法人名古屋記念財団 評議員 社会福祉法人新生会 評議員	—

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
 2. 寺澤和哉氏及び越原洋二郎氏は、社外取締役候補者であります。
 3. 社外取締役候補者とした理由
 (1) 寺澤和哉氏は、同氏の公認会計士として長年培われた企業会計に係る知識と経験に基づき、外部の視点から有益な意見を当社の経営に反映していただくためであります。
 (2) 越原洋二郎氏は、同氏の学校経営者として豊富で幅広い経験を活かし、客観的な視点で有益な意見を当社の経営に反映していただくためであります
 また、寺澤和哉氏及び越原洋二郎氏とも幅広い知識と経験があり、上記それぞれに記載の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、選任をお願いするものであります。
 4. 寺澤和哉氏及び越原洋二郎氏は、現在、当社の社外取締役であります。それぞれの社外取締役としての在任期間は、本定時総会終結の時をもって寺澤和哉氏が5年、越原洋二郎氏が1年となります。
 5. 当社は、寺澤和哉氏及び越原洋二郎氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項に定める最低責任限度額を限度として、損害賠償責任を限定する契約を締結しており、寺澤和哉氏及び越原洋二郎氏の再任が承認された場合、両氏と当該契約を継続する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額といたします。
 6. 当社は、寺澤和哉氏及び越原洋二郎氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。寺澤和哉氏及び越原洋二郎氏の再任が承認された場合は、当社は引き続き寺澤和哉氏及び越原洋二郎氏を独立役員とする予定であります。

以 上

株主総会会場ご案内図

会 場 名古屋市南区千竈通二丁目13番地 1
当社 2 階
TEL (052) 823-8551 (代表)



交 通

- JR東海道本線 「笠寺駅」下車徒歩15分
- 地下鉄 「堀田駅」から市バス（基幹1号、笠寺駅、星崎又は鳴尾車庫行）に乘換
「千竈通2丁目」下車徒歩5分
- 名鉄 「堀田駅」から市バス（基幹1号、笠寺駅、星崎又は鳴尾車庫行）に乘換
「千竈通2丁目」下車徒歩5分

お願い

- ①新型コロナウイルス感染症の予防措置として、運営スタッフのマスクの着用、アルコール消毒液の設置、検温などの感染予防の措置を講じてまいります。ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。
- ②専用の駐車場のご用意がございませんのでお車でのご来場はご遠慮願います。

